

県立日南病院 滅菌・洗浄管理業務委託仕様書

1 委託業務及び目的

滅菌・洗浄管理業務委託（以下「委託業務」という。）の目的は、治療に必要な材料や器械等について、外部への委託により、洗浄、消毒及び滅菌等の業務を行うとともに、安全な保管管理の下で各部署へ払出し等の業務を行い、もって、院内感染対策の更なる推進と滅菌洗浄業務の効率的な実施に資するものとする。

2 業務場所

県立日南病院

3 契約期間

令和7年12月1日～令和10年11月30日（委託業務実施期間）

但し、必要に応じて契約締結日から令和7年11月30日を引継ぎ期間とする。（委託業務実施準備期間）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4 業務内容

（1） 滅菌・洗浄管理業務内容

業務については以下のとおりとする。各業務詳細については甲乙協議の上定める。

① 中央材料室等滅菌洗浄業務（洗浄滅菌対象部署：30）

（ア） 再生器材の洗浄・消毒・乾燥・滅菌業務

（イ） 再生器材の点検・組み立て

（ウ） 再生器材の保管・管理、再生滅菌数のデータ集計

（エ） 再生器材の部署定数管理

- ・ 各病棟、各科外来及び救急外来の再生器材の部署定数チェックを2カ月に1回実施する。
- ・ 中央材料室棚卸を月1回実施する。

（オ） 再生器材の物流システムを用いた運用

（カ） 不潔器材の搬送

- ・ 各部署から中央材料室へ不潔器材の回収を行い、中央材料室より各部署へ不潔器材回収用コンテナを返却する。（1日1回実施するものとする。）

（キ） 清潔器材の搬送

- ・ 定期搬送時までに依頼部署毎に払出準備を行い、中央材料室より各部署へ清潔器材の搬送を行う。（1日1回実施するものとする。）

（ク） 洗浄・滅菌の質保証と記録（業者借用器材含む。）

（ケ） 洗浄・滅菌に係る機器の日常点検・清掃

（コ） 滅菌不良時は、リコールマニュアルに沿って対応する。

（サ） 1日の業務、滅菌数等を中央材料室管理日誌に入力する。

（シ） 作業に必要な薬剤・医療材料・消耗品等の管理

- (ス) 再生器材取り扱いについて、適宜看護師・看護補助員への説明・指導
- (セ) 中央材料室の清掃・整理整頓
- (ソ) 外来用衛生材料作成及び滅菌
 - ・外来用衛生材料の内容について見直しが必要な場合は随時、看護部と協議すること。

② 手術室洗浄業務

- (ア) 手術器械の洗浄・乾燥
- (イ) 手術器械の点検・組み立て・器械組みとパック詰め
- (ウ) 手術器械の滅菌
- (エ) 業者借用器械の洗浄・滅菌方法の確認、洗浄並びに滅菌
- (オ) 業者と看護師が共に業者用機械の確認をした上での受け取り及び返却
- (カ) 手術で使用する材料作り
- (キ) 手術室で使用するリネン（枕カバー・ムートン・タオル等）の洗濯・乾燥
- (ク) 手術室から依頼されるスリッパの洗浄・乾燥
- (ケ) 医療廃棄物、ゴミの廃棄
- (コ) 作業着（中央材料室スタッフ、手術室スタッフ、業者）の洗濯出し、収納

③ 手術室内視鏡器材洗浄業務

- (ア) 内視鏡器材の洗浄・乾燥
- (イ) 内視鏡器材の点検・組み立て・器械組みとパック詰め
- (ウ) 内視鏡器材の滅菌
 - ・内視鏡器材の洗浄等作業時に当該器材を損傷した場合、故意又は重過失がないと認められる時はその損傷に対する修理費用は県立日南病院が負担する。

④ 手術室環境整備等業務

- (ア) 手術室・事務室等の清掃・整理整頓
 - ・週に1回各部屋の備品棚や器材などの掃除及び整理整頓（器材庫及び配盤室を含む）を行う。
- (イ) 手洗い場の掃除
- (ウ) 看護師の指示のもと手術前準備
- (エ) 看護師の指示のもと手術後の片付け・洗浄出し・清掃
 - ・拭き上げた器材等は定位置に戻す
- (オ) 衛生材料（ディスポ製品）及び滅菌器械の確認・収納等
- (カ) 術衣やリネン類、サンダル等手術室で使用する洗濯物の洗濯依頼及び収納
- (キ) 棚卸を年間4回行う。（4月、7月、10月、1月の第3土曜日）
 - ・立会いのため1名出勤する。
- (ク) 医師及び看護師等のガウン準備及びガウンテクニック介助
- (ケ) 手術器械を小型高圧蒸気滅菌装置で滅菌する。
- (コ) 外回り業務
 - ・手術時に使用した内視鏡を中央材料室で洗浄する。

⑤ 臨床検査科洗浄業務

- (ア) 臨床検査科の不潔器材の洗浄
- (イ) 洗浄室に関する器材類の点検・管理
- (ウ) 採血室の補助業務
- (エ) 病理検査科の補助業務
- (オ) 検査室全体の事務的補助業務
- (カ) 定数物品、消耗品管理業務

(2) 対象部署

- 6階 6階東病棟
- 5階 5階東病棟 5階西病棟
- 4階 4階東病棟 NICU
- 3階 3階東病棟 HCU 手術室 中央材料室 シネアングオ室
臨床工学科
- 2階 小児科 眼科 皮膚科 耳鼻咽喉科 泌尿器科 産婦人科 臨床検査科
人工透析室
- 1階 内科 外科 整形外科 脳神経内科 脳神経外科 放射線科 歯科口腔外科
薬剤部 化学療法室 救急センター 放射線部門

(3) 業務従事場所

中央材料室、手術室及び臨床検査科を主体とする。

(4) 業務時間及び業務日、休日

業務時間	ア 中央材料室等滅菌洗浄業務	8：30～17：30（休憩60分）
	イ 手術室洗浄業務	8：30～17：30（休憩60分） 9：30～18：30（休憩60分）
ウ 手術室環境整備等業務		8：30～17：30（休憩60分） 9：30～18：30（休憩60分）
	エ 臨床検査科洗浄業務	8：15～17：15（休憩60分）

業務日 月曜日から金曜日（但し、休日を除く。）

休日 土曜日及び日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

但し、4連休以上になる場合は、必要に応じて中間日に出勤し業務を行うものとする。また、緊急その他やむを得ない場合は、協議の上、休日に業務を行うものとする。なお、この業務日の追加に係る委託料等は当初の契約に含まれるものとするが、勤務日の振替等を行う場合は、業務に支障が生じないようにしなければならない。

5 受託者及び業務従事者等

(1) 受託者

- (ア) 各業務の作業手順を示したマニュアルを作成し、随時改訂すること。
- (イ) 業務従事者の服装、規律及び風紀に責任を持ち、秩序ある職場保持に努めること。

- (ウ) 着用する制服は持ち込みとし、名札を付けること。
- (エ) 業務の実施にあたり、火災、盗難及び人身事故を起こさないよう留意し、常に業務の安全を確保すること。
- (オ) 業務の実施にあたり、業務従事者には、年2回（6月以内に1回）の健康診断を受けさせ結果を報告すること。場合によっては、その結果に応じ適切な指導を行うこと。
- (カ) 業務に従事する者には、HBs抗体検査を受けさせ、必要な場合はワクチンを接種させ結果を報告すること。
- (キ) 事故の発生又は異常を認めた場合は、適切な措置を講ずると共に、甲の関係部署へ速やかに報告すること。
- (ク) 当院導入の物流システムと同等の物流システムを1年以上の運用経験があること。
- (ケ) 当院が認定を受けている医療機能評価（公益財団法人日本医療機能評価機構）に沿った適正運営維持のため、同等の第三者評価（ISO9001等）の認定を受けていること。

(2) 業務従事者

- (ア) 受託者は、業務に精通した適正な人員を配置すること。
- (イ) 統括責任者及び現場責任者は5年以上の経験を持つ者であること。
- (ウ) 業務を円滑に行うため、当該業務に3年以上従事した経験を持つ者を3分の1以上配置すること。
- (エ) 滅菌業務については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者、普通第一種压力容器取扱作業主任者、滅菌技士の資格を有するものを配置すること。
- (オ) スタンダードプリコーションを遵守すること。
- (カ) 中央材料室等滅菌洗浄業務、手術室洗浄業務及び手術室環境整備等業務、臨床検査科洗浄業務の新規採用職員については、以下の項目を含む十分な研修を行った後に業務を行わせ研修後、報告書を提出すること。
 - ①洗浄・消毒・滅菌の意義と効果
 - ②感染予防と主な感染症
 - ③取り扱う医療器具の名称と機能
 - ④洗浄・消毒、滅菌機器の名称と使用目的
 - ⑤守秘義務・接遇

6 書類等の提出、保存

- (1) 業務の実施結果は翌月10日（休日の場合はその翌日）までに報告すること。
- (2) 委託業務に従事する者の名簿を作成し、受託後10日までに報告すること。変更があった場合は直に報告すること。
- (3) 緊急時の措置に必要な緊急連絡体制表を作成し、受託後10日までに報告すること。変更があった場合は直に報告すること。
- (4) 従事者の資質を向上させ、受託業務を的確かつ安全に行うため年間教育・研修計画書を作成し、11月30日までに報告すること。但し、接遇研修については必ず行うこと。
なお、実績については、年2回10月及び3月に行うこと。
- (5) 業務完了報告書等は3年間保存すること。

- (6) 第三者評価認定を証明する証書コピーを提出すること。
- (7) 業務上知り得た機微な情報（院内個人情報、価格に関する情報等）を持ち出さない旨の誓約書を提出すること。
- (8) 請負賠償責任保険加入を証明する証書コピーを提出すること。

7 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、医療法第15条の2、同施行規則第9条の9、平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知文書の内容を遵守し、業務を適正に遂行すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、病院の特性を考慮し、静粛かつ迅速を旨とし、清潔かつ衛生的な環境の確保に務めると共に、来院者への言動については十分留意すること。
また、日常業務に当たる者が休暇などで不在の場合、代替人を配置するなど業務の円滑な遂行を図ること。
- (3) 業務の実施に必要な当院が提供した施設等は適正かつ清潔に管理し、消耗品類、光熱水類等の節約に努め効率的に使用すること。
- (4) 受託者は、業務上知り得た機微な情報を他に漏らさないよう厳守すること。この契約期間終了後も同様とする。
- (5) 受託者が、その業務を別会社や系列会社へ再委託してはならない。
- (6) 自然災害、火災等における緊急時は、協議のうえ業務を遂行するものとする。
- (7) 本書に定めのない事項であっても、業務執行上これと付随して必要と認められる業務は、協議の上、委託契約の範囲内で実施するものとする。

委託業務開始準備期間にかかる特記仕様書

委託業者（以下「乙」という。）は、県立日南病院（以下「甲」という。）の協力を得て、病院運営に混乱及び支障をきたさないよう、落札決定の日から委託業務を開始する日までの間を従前の受託者等からの業務引継及び実地研修期間（以下、「準備期間」という。）とし、業務に迅速かつ適正に対応できる業務従事者を確保し、業務開始前に業務従事者に必要な研修を行って、知識、技術、服務規律等を習得させることとする。

1 準備期間中の対応

乙は、管理責任者を準備対応の統括責任の任にあたらせるものとする。

乙は、甲と連絡調整を密に行い、業務開始後の混乱及び支障を避ける準備を行わなければならない。

2 準備期間中のスケジュール表の作成

乙は、落札決定後、準備期間中のスケジュール表を作成の上、甲へ提出し、綿密な打ち合わせを行うこととする。

3 業務従事者の確保

乙は、県立日南病院滅菌・洗浄管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）の条件に基づき必要な業務従事者を確保し、従事者名簿を甲に提出しなければならない。

甲は、業務従事者が仕様書の条件に適合していないと判断した場合は、当該業務従事者の変更を求めることができる。

4 業務従事者研修計画の作成・承認及び実施状況の確認

乙は、仕様書の条件のそれぞれに基づき、必要な研修項目及び内容を網羅した研修計画書を作成し、甲の承認を受けなければならない。

甲は、乙の研修実施状況を確認し、必要がある場合は変更を求めることができる。

5 費用の負担

甲は、準備期間について、乙に委託料は支払わない。委託期間開始前に準備に要した費用については、乙が負担するものとする。

6 損害賠償

乙は、上記の義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

甲は、準備期間の事由により契約を締結できない場合に生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。